

社会福祉法人福寿会主催 平成 29 年度 第 2 回 介護職員初任者研修 学 則

(目的)

第 1 条 地域の急速な高齢化と多様化する福祉ニーズに対応した適切な介護サービスの提供を支援するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図ること及び介護サービスに関する理解の向上を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第 2 条 社会福祉法人福寿会 介護職員初任者研修 通学コースとする。

(研修所管部署)

第 3 条 社会福祉法人福寿会本部事務局（〒939-1518 富山県南砺市松原 678-1 特別養護老人ホーム福寿園内 以下「福寿会」と略）を所管部署とする。

(研修の課程・方法)

第 4 条 本研修の実施課程は介護職員初任者研修課程であり、目標を達成するため通学形式での講義、演習及び実習を行う。

(研修実施場所)

第 5 条 研修実施場所については、次の会場とする。

講義：特別養護老人ホーム福寿園 〒939-1518 南砺市松原 678 番地 1

演習：特別養護老人ホーム福寿園 〒939-1518 南砺市松原 678 番地 1

（株）スリーティ運輸ヘルスケア事業部砺波営業所

〒939-1335 砺波市鷹栖 1907 番地

実習：特別養護老人ホーム福寿園 〒939-1518 南砺市松原 678 番地 1

(研修期間)

第 6 条 原則として平成 29 年 11 月 1 日～12 月 31 日で修了することとする。

（実施日数 23 日間 実施時間 130 時間 実習 1 時間）

(研修カリキュラム及び使用する教材等)

第 7 条 研修カリキュラムは、「富山県介護職員初任者研修実施要領」（以下実施要領と略）に定められた規定に基づくカリキュラムを行う。

2 「10. 振り返り」の受講及び修了試験の受験には、全科目の講義、演習及び実習を修了していることを条件とする。

3 教材は、公益財団法人介護労働安定センター発行の介護職員初任者研修テキストを使用する。

(講師)

第 8 条 講師には、所定科目にふさわしい資格と経験を有する者を配置するものとする。

(修了の認定方法)

第9条 講義、演習及び実習の評価は、次のように行う。

2 講義（基礎的理解）

科目修了時限内において、10分程度の確認テスト（筆記）を行い、70点以上を合格とする。合格点に達しない者には再テストで合格判定を評価する。

3 演習（実技）

公益財団法人介護労働安定センターの介護技術チェックシートに基づき講師がチェックを行い、9項目のうち6項目について「○」評価が付けば合格とする。合格点に達しない者には再テストで合格判定を評価する。

4 実習

所定の実習記録を提出し、その内容を「課題の理解（5点）」、「論理性（2点）」、「文章作法（3点）」の10点満点で評価し、7点以上のものを合格とする。合格点に達しない者には、指導し、実習記録を再提出し合格判定を評価する。

5 修了評価試験

講義、演習及び実習の全課程合格者に対し、修了評価試験（筆記）を実施する。

(1)試験の成績は、100点を満点とし、以下のように判定する。

80点以上をA

70点以上80点未満をB

60点以上70点未満をC

60点未満をD

と判定し、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

(2)試験の成績が不合格の場合は、2回を限度に再度試験を受けることができる。

(募集期間)

第10条 募集期間は平成29年9月1日～10月24日とする。

(受講資格及び対象者)

第11条 受講対象者は、介護サービスに関心があり、予定された研修の全日程に参加できる見込みのある者。南砺市、砺波市及び小矢部市内在住で、南砺市内で介護サービスに従事することを希望する者等とする。

2 定員を満たさない場合には南砺市内で介護サービスに従事することを希望する第1項以外の市町村在住者でかつ、予定された研修の全日程に参加できる見込みがある者を対象とする。

(受講定員)

第12条 20名とする。

(受講手続)

第13条 受講手続きは次のとおりにする。

(1)指定の申込用紙（ホームページからも申込可）に必要事項を記入の上、期日までの申込をする。

(2)募集期間内に先着順で募り、受講料とテキスト代の支払いをもって正式受講とする。ただし、定員

に達した時点で申込受付は終了する。

(受講料)

第 14 条 受講料は以下のとおりとする。

- (1) 受講料 : 30,000 円 (税込)
- (2) テキスト代 : 4,858 円 (税込)
- (3) その他 : 教材に必要な書籍は個人負担とする。

(受講の取り消し)

第 15 条 以下に該当する者は、受講の決定を取り消すことがある。

- (1) 遅刻、欠席、早退の甚だしい者
- (2) 受講態度不良の者
- (3) 課程編成責任者が不適格とみなす者

(解約・返金)

第 16 条 受講票発送後の、受講者都合によるキャンセル・返金には応じない。なお、前条により、受講途中に福寿会の判断で受講の取り消し(中止)を決定した場合に限り、受講料の 50%を返金する(振込手数料は受講生負担とする)。

2 天災等不測の事態により研修ができない場合は、受講料を全額返金する。

(補講)

第 17 条 講義、演習及び実習の一部を欠席した者については、13 時間(2 日間)を上限とし、補講を行うこととする。

2 補講は、原則として以下の方法により行うものとする。

- (1) 同一内容の講義、演習及び実習を別の日に新たに設定し、個別に対応する。
- 3 補講を受講する際の費用は、1 時間当たり 1,000 円とする。
- 4 当該科目の講義、演習及び実習時に 30 分以上遅刻もしくは早退した場合は欠席と同等とみなし、欠席分の補講を上記費用で受けさせるものとする。

(修了試験不合格者の扱い)

第 18 条 最終日の修了試験に欠席もしくは不合格の者については、別日程で再試験をおこなう。ただし、再試験の受験は原則として 2 回までとする。なお、本人の都合により指定日に修了試験が受けられず、別日程で受験する場合も再試験と同等の扱いとする。

(研修修了者名簿の提出)

第 19 条 修了者の名簿は富山県知事宛てに提出後、県の管理下におかれるものとする。

(研修修了証の交付)

第 20 条 第 9 条により研修修了を認定された者は介護保険法施行令第 3 条 1 項に定める証明書およ

び修了証明書（携帯用）を交付する。

また、修了証明証の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行にかかる費用は1,000円とする。改姓など受講者都合による修了証の再発行についても、同様の扱いとする。

（受講者の本人確認）

第21条 研修の受講申込み等を行った者であるかをいずれかの公的証明書により確認する。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- (2) 健康保険証の提示
- (3) 運転免許証の提示
- (4) パスポートの提示
- (5) 年金手帳の提示
- (6) 在留カードの提示

（公表する情報の項目）

第22条 研修機関が公表すべき情報に関しては（様式7号：研修機関が公表すべき情報一覧）の内容をホームページ上で公表する（<http://fukuju.jp/>）

（不測の事態に対する対応）

第23条 天災等不測の事態により研修が中断された場合は、開講時期および振替日程等を明確にして早期に研修を再興する。

なお、自然災害に対する警報の発令時および公共交通機関の不通時等の研修の有無については、電話等の手段により受講生に通知する。

（苦情等相談時の連絡先）

第24条 苦情等相談時の連絡先は社会福祉法人福寿会本部事務局 担当 村井眞須美、高山博文（TEL：0763-23-2910 FAX:0763-23-2911）とする。

（保険加入）

第25条 介護職員初任者研修損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講料に含むものとする。

（個人情報の取り扱い）

第26条 研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密を第三者に漏洩してはならない。また、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう十分な事前及び事後指導を行うものとする。

（施行細則）

第27条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められる場合は当法人がこれを定める。